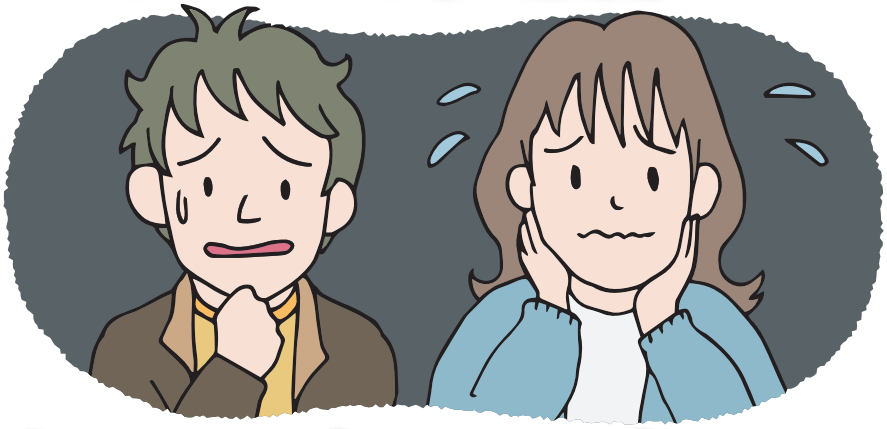
消費生活情報 あいち 暮らしっく
2026年11月
No.181

若者向け特集号

# 消費者トラブルの「だまされリスク」を意識しよう

あなたはどの「タイプ」？



- A □ 広告や宣伝の怪しさは、いつも自分で判断できる
- B □ 「もうかるチャンス」と言われたら、とりあえず話を聞く
- C □ ちょっと変だと思いつつも買ってしまうことがある
- C □ 多少なら損をしても相手とのトラブルは避けたい
- B □ 専門家や肩書きのすごい人のオススメは、間違いがない
- A □ 好きな人にお願いされても、嫌なことは断れる
- C □ ストレスに弱い
- B □ 何か買うときは、評判の良さが決め手になる
- A □ だまされて被害にあう人は、注意力が足りないのだと思う

## 「タイプ」別診断

### Aが多い人「自信家」タイプ

自分の判断に間違いがないと過信しがちです

アドバイス

被害に気づきにくく、忠告を無視しがちです。お金を払う前に、専門家に相談するなど、慎重に考えましょう！

### Bが多い人「お人よし」タイプ

丁寧で親切な対応を受けると信じやすいです

アドバイス

お金や個人情報の話になったら警戒しましょう！

### Cが多い人「穏便思考」タイプ

面倒を避けたいと思います

アドバイス

感情に訴える説得に根負けしない、ストレス耐性を身に着けましょう！

【2027年「くらしの豆知識」（国民生活センター発行）より】

## ●消費生活相談窓口のご案内●

トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずお早めにご相談ください

消費者ホットライン ☎188（いやや！）
県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります

●愛知県の消費生活相談窓口
■愛知県消費生活総合センター ☎(052)962−0999
インターネット（愛知県電子申請・届出システム）でも受け付けています



あいち暮らしWEB キャラクター「ピッピ」

【県民文化局県民生活課】

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

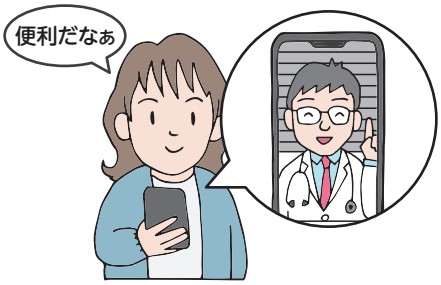
愛知県

印刷・コピーOKです。広くご活用ください。

# 若者に多い消費者トラブル

## 事例1　オンライン診療のトラブル

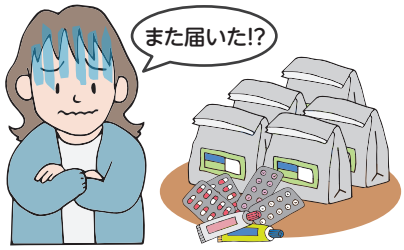
**1**　オンライン診療の予約を取り、後日診療を受けた。
「薬代は1年間分で6万円」と説明を受け、了承してしまった。




**2**　広告には「薬は都合に合わせて柔軟に」とあったのに「手配済みなのでキャンセルできない」と言われた。




**3**　1年後、さらに1年分の治療薬が届いた。頼んだ覚えがなかったので返品を求めたところ、「1年ごとの定期購入に申込んでいるので返品できない」と言われた。

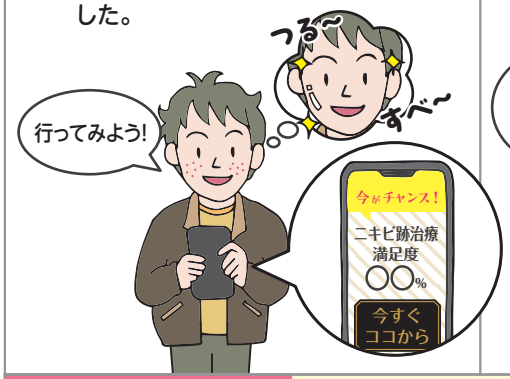



### アドバイス

- オンライン診療を受診するときは、治療内容や処方薬、副作用のリスク等について医師からしっかり説明を受けましょう。
- 処方薬が定期購入になっているケースも多くみられます。1年分など長期間処方されることもあるため、契約内容や解約条件等についてよく確認しましょう。医師の判断に基づく処方の場合、解約できないリスクもあります。
- オンライン診療によくみられる、痩身目的での糖尿病治療薬や肥満症治療薬の使用の安全性と有効性は確認されていません。副作用や管理方法等の説明を求め、慎重に検討しましょう。

## 事例2　美容医療のトラブル

**1**　「ニキビ跡治療」を検索し、クリニックの広告を見て、インターネットで予約した。




**2**　初診カウンセリングで、「ヒアルロン酸を注入するとキレイになる」と説明を受けた。




**3**　キレイになりたいと思って契約したが、思っていたより高額になってしまった。




### アドバイス

- 美容医療の施術は、多くの場合、緊急性がありません。不安をあおられたり、大幅な割引を提案されても、即日契約・施術をせず、いったん帰宅して周りの人に相談しましょう。
- 「満足度〇%、〇〇療法の効果99%」などの広告には注意が必要です。
- カウンセラー等からではなく医師から、副作用や保険診療での実施の可否等について十分な説明を受け、しっかりと納得したうえで施術を受けるかどうか判断しましょう。

## 事例3　賃貸住宅退去時のトラブル

**1**　居住した賃貸アパートを退去することになった。




**2**　敷金が一部差し引かれているのに、クロスの全面張替えと、畳の表替え費用全額を請求された。




**3**　普通に使っていただけなのに、高額な請求に納得できない。




### アドバイス

- 賃貸借契約は原則として、契約内容に従うこととなります。契約する前に、内容をしっかり確認し、理解しておきましょう。
- 入居時は、貸主側と一緒に、写真やメモをとって記録を残しながら、現状確認をしましょう。
- 退去時には、精算内容をよく確認し、以下のガイドラインを参考にしましょう。

【参考】国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

## 事例4　ネット通販のトラブル

**1**　探していたスニーカーを売っている通販サイトを見つけ、注文した。




**2**　注文してから3週間経っても商品が届かない。




**3**　注文したサイトを確認したところ、海外の販売業者であり、連絡が取れない。




### アドバイス

- 購入前に通販サイト内の表示や支払方法等をよく確認しましょう。日本語のサイトであっても、海外事業者である場合もあります。
- 注文を確定する前には、念のために「最終確認画面」等の表示を保存しましょう。
- 欠品のため返金すると言われSNSでのやりとりを求められても、対応しないようにしましょう。逆に送金させられるトラブルが多発しています。
- インターネット通販には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。(6ページを参照)

# 事例5　副業や投資のトラブル

**1**　ネット広告から登録した業者にアフィリエイトで稼ぐためのサポートをするコースを勧められた。




**2**　「みんな借りてるよ」「すぐに元が取れるよ」と消費者金融から借り入れを指示された。




**3**　画面共有アプリをダウンロードして、業者と画面を見ながら借り入れしたが、結局利益は出ずに、借金だけが残った。




## アドバイス

- 「簡単に稼げる」「儲かる」という広告は詐欺の可能性があります。まずは疑い、**借金を勧められた時には、絶対に断りましょう。**
- 遠隔操作アプリをインストールすると、パスワードなどの重要な情報を見られる恐れがあります。安易にインストールしないようにしましょう。
- 悪用される可能性もあるため、**自分の個人情報を安易に教えることは避けましょう。**

被災地支援をうたう寄付金・義援金

## 災害に便乗した悪質商法にご注意!



●被災地への募金を求める不審な電話があった
●役所を名乗り、支援物資を提供してほしいと電話があった

**アドバイス**
- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう
- 金銭を要求されても、決して支払わないようにしましょう
- 公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません

## スマホ・口座の転売、ダメ、絶対!



SNSで探した高額のバイト、SNSで知り合った相手や知人からのおいしい話、安易に応募していませんか?
「簡単な仕事」「たくさん稼げる」等の文句に誘われて、スマートフォンや口座を売買すると罪に問われます!

### ●スマホやSIMカードを許可なく売ることは犯罪です!

**携帯電話不正利用防止法違反**(2年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金)




**事例**　SNSの投稿で携帯電話の購入アルバイトを募っていたので応募した。携帯電話を実際に利用するつもりはなかったが、指示されるがまま携帯電話を契約し、相手に渡した。しばらくして多額の請求が届いた。

### ●銀行口座の売買は犯罪です!

**犯罪収益移転防止法違反**(3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金)(R8.7.10改正)



### ●話を持ちかけられても、絶対に応じてはいけません。

**最初は単なる儲け話でも、犯行グループから逃れられなくなります。また、通帳やキャッシュカードを売ると、二度と銀行口座を作れなくなり、就職等その後の人生にも大きな影響がでます!**

【愛知県警察本部生活安全総務課】

# 契約について学ぼう!

## 契約とは?

「法的な責任が生じる約束」のことで、
当事者双方の合意によって成立します。



## 契約が成立するのはいつ?

商品の売買契約の場合、**「買いたい」という「消費者」の意思と、「売りたい」という「お店」の意思が合致したとき**です。

原則として、**契約は口約束でも成立します**ので、よく説明を聞き、理解・納得した上で意思表示するようにしましょう。




## 契約書の効果は?

契約書は、契約内容で紛争が生じないように、また、紛争が起きた場合に契約内容を確認することができるようにするために作成するものです。

契約書に署名するということは、その内容を読んでいなくても、原則として書かれている内容の全てを承諾したものとみなされますので、契約書はよく読んで署名しましょう。

## 契約はやめられるの?

一旦契約すると、正当な理由がない限り、**一方的にやめることはできません。**

契約が成立すると、当事者双方は約束を守らなければなりません。売買契約であれば、消費者には「代金を支払う義務」が、お店には「商品を引き渡す義務」が生まれます。

## 契約をやめられるのは、どんなとき?

### クーリング・オフ

契約をした後、一定期間であれば無条件で契約解除ができる制度です。詳しい内容は6ページをご覧ください。

### 未成年者の契約(未成年者契約の取消し)

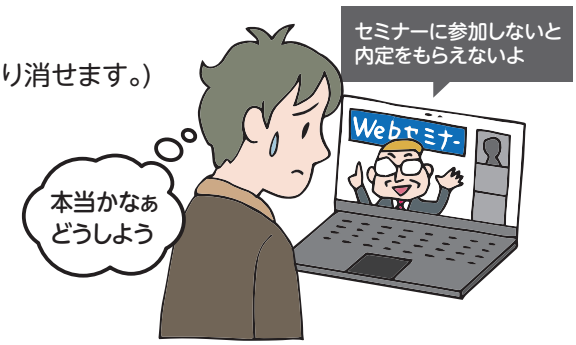
未成年者が親(法定代理人)の同意を得ることなく結んだ契約は、取り消すことができます。
ただし、次の場合は取り消すことができません。

- あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約
- 親から任されている営業取引に関する契約
- 自分が成人であると偽ってした契約(事業者から指示された場合は取り消せます。)

### 勧誘方法に問題のある場合など

次のような理由があるときは、契約をやめられる場合があります。

- 就職セミナー商法等、不安をあおられて契約した場合
- 「帰りたい」と言ったのに事業者が聞き入れず契約した場合
- 相手に騙されたり、脅されたりして契約した場合　など



# クーリング・オフによる契約解除方法

## クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフは、いったん契約の申込や契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申込を撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

事業者へのクーリング・オフ通知は、書面(はがき等)のほか、電磁的記録※でもできます。

※電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や、事業者が自社のウェブサイトに設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。FAXを用いたクーリング・オフも可能です。

| クーリング・オフができる取引例 | 期　間 |
|---|---|
| ・訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールス等を含む)、電話勧誘販売、訪問購入、特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室、家庭教師、パソコン教室など) | 8日間 |
| ・連鎖販売取引(マルチ商法など)<br>・業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法など) | 20日間 |

## クーリング・オフの方法

(通知を発信した時点から効力が発生します)



・クーリング・オフは書面(はがき可)または電磁的記録で行います。
・クーリング・オフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等)やクーリング・オフ通知を発した日を記載します。
・クレジット契約をしている場合には、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

クーリング・オフの通知の書き方、クーリング・オフができない取引例など詳細はこちら →

# お金について学ぼう!

## いろいろな支払方法

デジタル技術の進歩によって、現金で即時に支払う以外にも、様々な支払方法が広がってきました。
それぞれの支払方法の特徴を理解しておくことが大切です。

### プリペイドカード

前もってカードにお金をチャージし、支払いをすると、カードからお金が引かれていきます。
電車などに乗るときに使用するICカード乗車券もプリペイドカードです。




### デビットカード

銀行が発行しているカードです。預貯金口座に直結していて、カードを使うとその場で料金が引き落とされます。
クレジットカードと異なり、預貯金口座に入っている金額以上に使いすぎてしまうことがありません。



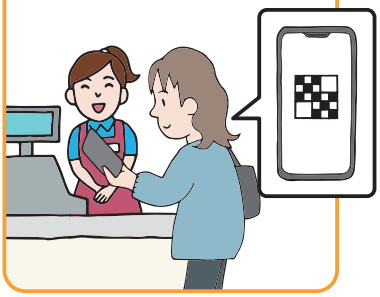

### クレジットカード

クレジットカード会社が利用者(消費者)を信用して代金を立て替え、お店等に支払い、利用者が後で代金をクレジットカード会社に支払う仕組みです。




### スマートフォン決済

スマートフォンを使用した決済サービスが増えています。
支払方法は、店舗に置かれている二次元コードを読み取るもののほか、店舗のバーコードリーダーで、画面上の二次元コードやバーコードなどを読み取るものがあります。



エシカル×あいち

# エシカル消費ってなに？

「エシカル消費」とは、人や社会、環境に配慮した消費やサービスを選んで消費することです。
エシカル消費を実践しているエシカルあいちさん家の日常生活をのぞいてみましょう！



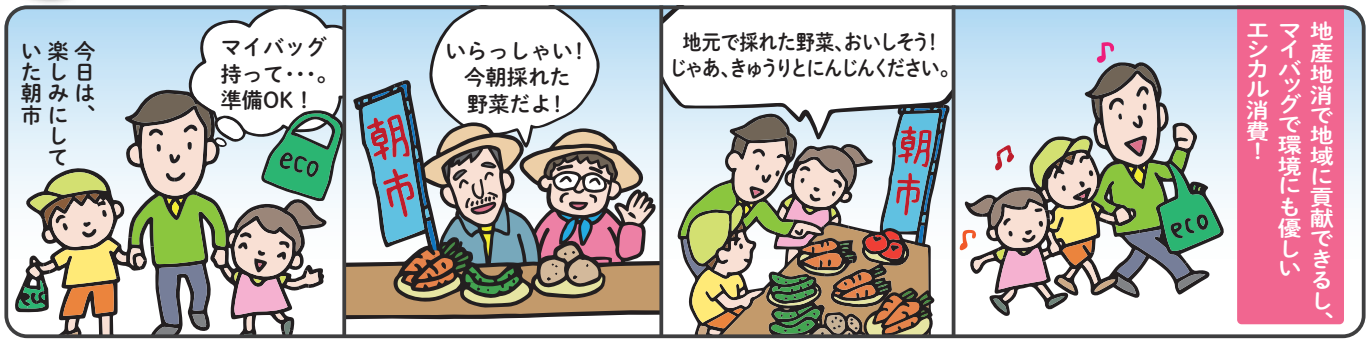

## Episode 1 人・社会への配慮編 ～プチギフトとしてフェアトレード商品を買う～




## Episode 2 環境への配慮編 ～野菜を丸ごと活用して料理する～




## Episode 3 環境・地域への配慮編 ～マイバッグを持って地元の朝市で朝採れ野菜を買う～




## 「エシカル × あいち」ロゴマーク

エシカル消費を
普及啓発するための
県独自の
ロゴマークです。







## 詳しくはこちら！

エシカル消費
ポータルサイト
「エシカル × あいち」

Instagram
エシカルあいち
(@ethicalaichi)

# 「消費者が意見を伝える」ときのポイント

購入した商品やサービスに不満があったとき、あなたなら自分の意見をどのように事業者に伝えますか？
自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、次の**3つのポイント**を参考にしてみてください。

### Point 1 ひと呼吸、置きましょう!

怒りにまかせた発言は逆効果。ひと呼吸置いて冷静に。
従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。



### Point 2 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう!

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。



### Point 3 事業者の説明も聞きましょう!

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。



## カスタマーハラスメントのない消費者と働く人が尊重しあえる愛知県に



### カスタマーハラスメントとは

顧客等からの就業者に対する言動であって、就業者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものであり、かつ、就業者の就業環境を害するものをいう。
（2025年10月1日施行「愛知県カスタマーハラスメント防止条例」より）



**～働く人もあなたと同じ「人」です～**
お互いに尊重し合うことが大切です。意見の伝え方には留意しましょう。

### 【あいちカスハラ防止対策ナビ】

カスハラの基礎知識や県の取組等の情報を発信する専用Webサイト「あいちカスハラ防止対策ナビ」を開設しました。

AICHI NO カスハラ
愛知県カスハラ防止対策ロゴマーク

専用Webサイトはこちら

# それ、「闇バイト」です!

報酬の誘惑に負け、手足のように働き、**気づけば犯罪者**、となるのが**「闇バイト」**です。

**「闇バイト」の流れ**

① SNSの投稿や知人等を介して「即日入金」「ホワイト案件」「○○するだけ」とうたう案件に応募
② 「Telegram（テレグラム）」「Signal（シグナル）」などの秘匿性の高いトークアプリに誘導され、身分証明書や写真など個人情報を送るよう指示される
③ 特殊詐欺の受け子等、具体的な仕事内容を指示される
→ 拒否すれば犯行グループに**個人情報をもとに脅迫され、次々と犯罪に加担させられる**

Telegram【テレグラム】
※TelegramはTlegram FZ-LLCの商標です。

Signal【シグナル】
※SignalはSignal Technology Foundationの商標です。

**「闇バイト」に手を出すと、強盗、詐欺、薬物事犯、スマホや口座の転売などの犯罪に加担させられ、いずれは厳しく処罰されます!「闇バイト」に気づいたら、すぐに警察に相談を!**

**「闇バイト」に関わらないために**
**・安易に個人情報を渡さない! ・NOと言える勇気をもって! ・テレグラムやシグナル等でのやり取りは犯罪を疑って!**

【愛知県警察本部生活安全総務課】



# “あいち暮らしWEB”で消費生活情報をキャッチ!

・消費生活情報紙「あいち暮らしっく」
・消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」
など




フォローやチャンネル登録をよろしくっピ!!



あいち暮らしWEBキャラクター「ピッピ」

**消費者トラブル情報を始め、暮らしの情報サイト「あいち暮らしWEB」をご覧ください!** あいち暮らしWEB 検索

作成/愛知県県民文化局県民生活部県民生活課　〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2　☎(052)954-6603　・2026年11月作成